

公 告

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する

基本協定の締結（測量、設計業務等）

次のとおり公告します。

令和7年1月20日

国土交通省 九州地方整備局
山国川河川事務所長 小野 朋次

1 基本協定の概要等

（1）基本協定の目的

本協定は、山国川河川事務所管内直轄管理区間において発生した災害対策の測量、設計業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保並びにその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための測量、設計、航空写真撮影業務を行うことを目的として行うものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には参加するものとする。

（2）基本協定対象部門、区域及び協定対象企業数等

本協定の対象部門は、「測量・設計」、「航空写真撮影」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、以下のとおり予定している。

対 象 部 門	協 定 対 象 区 域	協定対象企業数
測量・設計	山国川河川事務所管内	10社程度
航空写真撮影	山国川河川事務所管内	2社程度

※山国川河川事務所管内とは、山国川、中津川、山移川の直轄管理区間である。

なお、当事務所が必要と判断した場合は、上記の対象区域以外で発生した災害等の対応を要請する場合がある。

（3）基本協定期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

（4）基本協定の締結業者の選定

本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する技術資料を提出した企業より選定する。

提出は1部門のみとし、重複提出は認めない。

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力等から総合的に評価して、協定締結業者を決定する。

（5）災害時等応急対策設計業務等の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に測量、設計等を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(6) 業務内容

想定している業務内容は主に下記のとおりであるが、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

1) 測量・設計

- ①現地踏査及び現地測量、写真撮影等業務
- ②無人機による航空写真撮影、各種調査業務
- ③図面及び災害申請資料等の資料作成業務
- ④災害復旧の設計検討業務
- ⑤洪水痕跡調査、浸水調査

2) 航空写真撮影

- ①有人機による航空写真撮影、各種調査業務

(7) 当該協定に基づき業務等請負契約等を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 「測量・設計部門」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

「航空写真撮影部門」については、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（写真・製図）」の九州・沖縄地域の競争参加資格の申請を行っていること。令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）

「役務の提供等（写真・製図）」のC又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(3) 協定締結参加申請書及び技術資料の提出期限の日から締結決定の時までの間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 「測量・設計部門」については、大分県内、福岡県吉富町又は上毛町に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

「航空写真撮影部門」については、九州管内に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

- (6) 平成26年4月以降に国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した下記の実績を有すること。

「測量・設計部門」

①河川構造物に関する設計業務

②測量業務

なお、①と②はどちらか一つの業務でよい。

「航空写真撮影部門」

①航空写真撮影業務

- (7) 「測量・設計部門」については、九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した測量・設計業務等のうち平成31年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。

- (8) 「測量・設計部門」については、緊急業務に対応した体制として、5名以上の測量士又は測量士補かつ、1人以上の技術士（建設部門）もしくはRCCMを早急に対応させることができること。

「航空写真撮影部門」については、1名以上の測量士を配置できること。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

(電話 0979-24-0571 F A X 0979-24-1985)

担当：流域治水課 建設専門官 ^{カヒコウ}華表（内線401）

流域治水課 流域治水係長 平山（内線352）

流域治水課 専門員 ^{イノクチ}井口（内線355）

- (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和7年1月20日（月）から令和7年2月12日（水）まで

②交付方法 山国川河川事務所HPからダウンロード

- (3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和7年1月20日（月）から令和7年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②提出場所 上記（1）に同じ。

③提出方法 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。